



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 3 5 号 令和 7 年 6 月 6 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 1 6	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	サステナブル社会 推進課
3 1 7	同	男女参画・青少年課
3 1 8	同	林業振興課
3 1 9	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
3 2 0	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会
3 2 1	同	同

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
6	定期監査結果報告に対する措置状況	
7	財政的援助団体等監査結果報告に対する措置状況	

徳島県告示第三百十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務を特定非営利活動法人大川原に委託した。

令和七年六月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）第八条の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務を一般財団法人徳島県観光協会に委託した。

令和七年六月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第十条第一項の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務を株式会社あわわに委託した。

令和七年六月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立木のおもちや美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十四号）第十一条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
吉野川市川島町 川島東土地改良区	令和七年五月二十日

徳島県告示第三百二十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
学習者用コンピュータ（Chromebook） 八百六十二台（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和七年十月一日から令和十二年九月三十日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

- 2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和七年七月七日（月曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六六）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

電話　〇八八―六二一―三二四五

ファクシミリ　〇八八―六二一―三二九九

電子メール　kyouikudxsuishinka@mt.tokushima-ec.ed.jp

2 入札説明書の交付期間

令和七年六月六日（金曜日）から同月三十日（月曜日）まで

3 入札説明書の交付方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを誓約する書類（以下「一般競争入札参加資格確認申請書」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した一般競争入札参加資格確認申請書に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

一般競争入札参加資格確認申請書の審査の結果、入札参加資格を有すると判断した者に限り入札に参加できるものとする。

2 一般競争入札参加資格確認申請書の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和七年七月七日（月曜日）午後五時

(二) 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「学習者用コンピュータ(Chromebook)　八百六十二台（賃貸借）一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書し、受領期限までに必着のこと。）

3 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、4の(一)に掲げる受領期限までに4の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

4 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限
令和七年七月七日（月曜日）午後五時
- (二) 提出場所

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「学習者用コンピュータ(Chromebook) 八百六十二台（賃貸借）応札仕様書等在中」と朱書し、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和七年七月十八日（金曜日）午後一時三十分

- (二) 場所

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センター四階 プレゼンテーション室

- (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期間内に必着のこと。）

- 2 郵送による場合の入札書の受領期間及び宛先

- (一) 受領期間

令和七年七月八日（火曜日）から同月十六日（水曜日）午後五時まで

- (二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

- 3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 入札保証金及び契約保証金

免除

- 5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって

封筒の表面に「学習者用コンピュータ（Chromebok） 八百六十二台（賃貸借） 入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products to be Leased

862 Computers (Chromebok) for the Learner

2 Period for the Submission of Tender

Hand delivered submissions: 1:30 p.m. on July 18, 2025

Submissions by mail: between July 8, 2025 and 5:00 p.m. on July 16, 2025

3 For further information, please send all enquiries to the following address:

Educational DX Promotion Division, Tokushima Prefectural Board of Education

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan

E-mail: kyouikudxsuishinka@mt.tokushima-ec.ed.jp

徳島県告示第三百二十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス 九十四組

2 購入物品等の特質等

入札説明書による。

3 納入期限

令和八年二月二十七日

4 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、

この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

(一) 受領期限

令和七年七月七日（月曜日）午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課GIGA・学び創造担当

電話　〇八八―六二一―三一九〇

ファクシミリ　〇八八―六二一―三二九九

電子メール　kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書の交付期間

令和七年六月六日（金曜日）から同月三十日（月曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる休日を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 入札説明書の交付方法

無償で交付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を明記した電子メールを交付期間内に1に掲げる電子メールアドレスへ送付すること。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和七年七月七日（月曜日）午後五時

(二) 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課GIGA・学び創造担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクト及びインターフェイスボックス応札仕様書等在中」と朱書きし

、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和七年七月十六日（水曜日）午後一時

(二) 場所

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センター四階 プレゼンテーション室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期間内に必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期間及び宛先

(一) 受領期間

令和七年七月八日（火曜日）から同月十四日（月曜日）午後五時まで

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課GIGA・学び創造担当

3 入札方法

入札金額は、見積もった総価を記載すること。代金の見積りに当たっては、入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and Quantity

Projector with electronic whiteboard function and Interface box 94 sets

2 Period for the Submission of Tender

Hand delivered submissions: 1:00 p.m. on July 16, 2025

Submissions by mail: between July 8, 2025 and 5:00 p.m. on July 14, 2025

3 For further information, please send all enquiries to the following address:

Educational DX Promotion Division, Tokushima Prefectural Board of Education

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan

E-mail address: kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月6日

徳島県監査委員 鹿 山 公 弘
同 大 西 康 生
同 福 山 正 啓
同 井 村 保 裕
同 平 山 尚 道

監査結果の公表年月日		令和7年2月14日
監査の結果		講じた措置
(1) 収入証紙に関する事務で適切でないもの	＜南部総合県民局農林水産部〈美波庁舎〉＞ 収入証紙による収入手続において、消印がなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、各届出の決裁ごとに証紙の消印をすべきところ、担当者が決裁後にほかの届出書とまとめて消印を行い、その際一部が見落とされ、消印がなされていなかったものである。 担当者はもとより決裁ラインの担当リーダー、管理職（担当次長、総括次長）が、申請書の決裁後に行うべき収入証紙収納簿の整理、収入証紙の消印に関する事務処理について、認識が不足していたため生じたものである。 指摘を受け、直ちに監査対象年度の全ての申請等に係る立案文書、収入証紙の額面を個別に突合したところ、適正に処理できていることが確認されたため、収入証紙収納簿を記帳、決裁の上、本件証紙の消印を行った。 また、再発防止策として、チェックリストを作成し事務処理の徹底と的確なチェック体制の強化を図ったほか、単件ごとに担当者、担当リーダー、担当次長が収入証紙の貼付の有無など証紙の状態及び収入証紙条例施行規則第4条第3項の規定に則り確実に消印されていることを確認し、最終の確認を総括次長が行うこととした。 今後とも、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。
	＜南部総合県民局農林水産部〈美波庁舎〉＞ 収入証紙による収入手続において、収入証紙収納簿が作成されておらず、決裁権者の審査を受けないまま収納額が決定されている。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、届出の決裁と併せて収入証紙収納簿へ所要の事項を記帳し決裁をすべきところ、主担当が電子上で記録したことで処理が完了したものと考え、収入証紙収納簿の作成が出来ていなかったものである。 担当者はもとより決裁ラインの担当リーダー、管理職（担当次長、総括次長）が、申請書の決裁後に行うべき収入証紙収納簿の整理に関して、認識が不足していたため生じたものである。

		指摘を受け、直ちに監査対象年度の全ての申請等に係る立案文書、収入証紙の額面を個別に突合したところ、適正に処理できていることが確認されたため、収入証紙収納簿に所要の事項（収納日、申請者、収納額、番号）を記帳し、決裁を行った。 また、再発防止策としてチェックリストを作成し、事務処理の徹底と的確なチェック体制の強化を図ったほか、単件ごとに担当者、担当リーダー、担当次長が収入証紙収納簿に所要の事項が適正に記帳されているか確認のうえ、最終の確認を総括次長が行うとともに、収入証紙収納簿の月ごとの集計時にも、最終の確認を総括次長が行うこととした。 今後とも、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。
(2) 超過勤務手当の支給で適切でないもの	<東京本部> 週休日の振替等に伴う超過勤務手当について、支給区分を誤っているものや支給できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、イベント等で職員が週休日・祝日に勤務した際、週休日の振替・代休日の指定に伴う超過勤務手当等の申請を誤り、超過勤務手当の支給誤り、休日給の支給漏れとなったものである。 これらについては、令和6年12月の月例報告において、追給及び返納の処理を行った。 誤りが発生した原因は、各職員はもとより、総務担当者、決裁権者においても、週休日振替時等の処理に関する知識が不足し正しい処理と誤認していたこと、また、最新の振替様式の導入を怠っていたことによるものである。 指摘を受け、改めて管理職を含む職員全員が参加する会議において正しい知識習得を図ったほか、「週休日の振替簿」が更新され次第速やかに所属内で共有することをルール化するとともに、「週休日の振替簿」のうち「総務担当者確認用」の欄についても、総務担当者だけでなく申請者と管理職もチェックするよう、確認体制を改めた。 なお、監査対象年度において、上記のもの以外には同様の誤りがないことを確認した。 今後とも、研修等の機会を活用し、基本的な会計知識の補充・アップデートを定期的に行い、適正な事務処理に努める。
(3) 支出事務で適切でないもの	<中央テクノスクール> 物品購入に係る事務において、決裁に関わる上司名の印鑑を購入の上、支払関係書類に押印し、支払等を行っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、物品購入に係る事務において、担当の職員が決裁に関わる上司名の印鑑を購入の上、支払関係書類に押印し、支払等を行っていたものである。春・秋のコンプライアンス研修などを受講しているものの、公務員としての自覚や綱紀保持及び服務規律の確保に関する意識が欠如していた。 指摘を受け、職員に対し、綱紀保持及び服務規律の確保について改めて再確認するとともに、事務の適正な処理についても、より一層の周知徹底を図った。 また、決裁プロセスの明確化を図るため、電子決裁が可能なものは全て電子決裁とし、物品購入に関して年度当初から計画的に購入すること

		を周知した。 なお、監査対象年度に、同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、決裁時には、管理職を含め決裁に関わる職員が適切に確認するなど再発防止策を徹底し、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努める。
(4) 契約事務で適切でないものの	<精神保健福祉センター> 通信サービス利用契約において、予算成立前に契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、災害時に使用するための通信サービス利用契約を締結した際、遅滞なく継続して使用できるようにしなければならないと考え、予算成立前であったにもかかわらず、予算執行行為となる見積徴収等を行い、契約を締結したものである。 指摘を受け、契約事務に関する根拠規定等について、全職員へ周知徹底を行うとともに、事務担当者のもとより、担当リーダー及び次長が、事務手続が適正になされているか、重ねてチェックを行い、再発防止を図ることとした。 なお、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努める。
	<中央テクノスクール> 入札不調による随意契約において、予定価格を変更して契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は「入札が不調となったのちの随意契約時には、予定価格を変更できない」旨を十分認識できていなかったことが原因と認識している。 指摘を受け、職員に改めて物品購入マニュアルの周知徹底を図るとともに、入札に携わる職員と適正な事務処理について共有した。 なお、監査対象年度には、同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、同様の事案が発生しないようマニュアル等を十分確認し、不明な点は関係機関に確認するとともに、決裁時には管理職を含め適切に確認を行うなど、適切な事務執行に努める。また、入札に携わる職員においても、管財課の資料等を利用して入札手続等を改めて確認し、適切な入札事務に努める。
	<関西本部> 委託契約において、契約締結日を誤った契約書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、決裁過程における確認不足や公印押印時の最終確認が不十分であったため、誤った日付で契約を締結したものである。 当該事案判明後、委託業者へ書類に不備があったことを説明するとともに、監査対象年度に、他の事業についても同様の誤りがないことを確認している。 指摘を受け、審査担当者が職員会議の機会を活用し、職員全員に対し、契約締結時の決裁手順や複数人によるチェック方法について説明し、一人一人がより注意深く決裁を行うことはもとより、審査担当者による確認及び公印押印時の副本部長によるチェックの強化・徹底を図ることとした。

		今後とも、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認を徹底し、適正な事務執行に努める。								
(5) 工事に 関する 事務で適切 でないもの	＜南部総合県民局農林水産部〈阿南庁舎〉＞ 変更工事請負契約において、誤った積算単価により設計書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、農業集落道の整備工事における切土の法面表層部の崩落防止を図るための吹付法砕工において、法面崩落により対象数量が増加したことから、施工規模に係る加算率の適用を見直すべきところ、当初設計の加算率のまま変更契約を行っていたものである。 誤りが発生した原因は、担当者が「施工規模の加算率」を算定する際、十分確認を行っていなかったこと、その後のチェックも十分に行われなかったことによるものである。 指摘を受け、南部総合県民局農林水産部において速やかに勉強会を開催し、積算担当者と事案を共有するとともに、工事設計書の決裁時に使用するチェックリストの見直しを検討し、歩掛かりに関する項目に「施工規模の加算率」を新たに設け、設計者、審査者、担当リーダーによる二重三重のチェックが確実になされるよう様式を改正し、令和6年11月1日以降に作成する設計書において当該チェックリストを用い、加算率が適正に算定できているか確認を行っている。 なお、監査対象年度においては、ほかに同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、機会を捉えて周知徹底を行い、同様の事案が発生しないよう組織的な確認と適正な事務の執行に努める。								
(6) 収入で未収 となっている もの	＜南部こども女性相談センター＞ 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>6,418,880円</td></tr><tr><td>令和4年度決算額</td><td>5,918,100円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>500,780円</td></tr></table>	令和5年度決算額	6,418,880円	令和4年度決算額	5,918,100円	増減額	500,780円	未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。 また、未収金ケース検討会議などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。 さらに、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。 今後とも、適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>6,418,880円</td></tr></table>	令和5年度決算額	6,418,880円
令和5年度決算額	6,418,880円									
令和4年度決算額	5,918,100円									
増減額	500,780円									
令和5年度決算額	6,418,880円									

		<table><tr><td>収入済額</td><td>983,060 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>598,840 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>4,836,980 円</td></tr></table>	収入済額	983,060 円	不納欠損額	598,840 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	4,836,980 円									
収入済額	983,060 円																
不納欠損額	598,840 円																
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	4,836,980 円																
＜西部こども女性相談センター＞ 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1,406,940 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>1,786,930 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△379,990 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1,406,940 円	令和 4 年度決算額	1,786,930 円	増減額	△379,990 円	滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や個別の事情に応じた督促文書の送付により納付を促している。 また、電話による催告のほか、分納等ケースに応じた償還計画を提案し、納付指導を行っている。さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1,406,940 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>377,380 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>31,400 円</td></tr><tr><td>過誤調定減額</td><td>6,600 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>991,560 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1,406,940 円	収入済額	377,380 円	不納欠損額	31,400 円	過誤調定減額	6,600 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	991,560 円
令和 5 年度決算額	1,406,940 円																
令和 4 年度決算額	1,786,930 円																
増減額	△379,990 円																
令和 5 年度決算額	1,406,940 円																
収入済額	377,380 円																
不納欠損額	31,400 円																
過誤調定減額	6,600 円																
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	991,560 円																
＜南部総合県民局地域創生防災部〈阿南庁舎〉＞ 県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>105,889,024 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>100,138,023 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>5,751,001 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	105,889,024 円	令和 4 年度決算額	100,138,023 円	増減額	5,751,001 円	1 収入未済額の状況 令和 5 年度の「県税」の収入未済額は、主に個人県民税の滞納の増加により、前年度に比べて 5,751,001 円増加し、105,889,024 円であった。 税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が 90.8%、次いで個人事業税が 2.9%、自動車税種別割(旧自動車税含む)が 2.4%と、この 3 税目で県税収入未済額全体の 96.1%を占める状況であった。 〔参考〕										
令和 5 年度決算額	105,889,024 円																
令和 4 年度決算額	100,138,023 円																
増減額	5,751,001 円																

		<table><tr><td>「個人県民税」の収入未済額</td><td>96,151,378 円</td></tr><tr><td></td><td>(対前年度増減 +5,318,091 円)</td></tr><tr><td>「個人事業税」の収入未済額</td><td>3,092,902 円</td></tr><tr><td></td><td>(対前年度増減 +180,402 円)</td></tr><tr><td>「自動車税種別割」の収入未済額</td><td>2,518,144 円</td></tr><tr><td></td><td>(対前年度増減 △788,392 円)</td></tr></table> 2 講じた措置 滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として、集中的に滞納整理に取り組むとともに、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」として、県下全域で県と市町村が連携して徴収の強化に努めた。 具体的には、滞納者に対し、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促すとともに、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。 また「滞納分析会議」を定期的の実施し、財産調査により把握した担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。 このうち、収入未済額の90.8%を占める個人県民税の未済額の縮減が大きな課題となっていることから、管内全市町（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町及び海陽町）において、県と市町の税務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えるとともに、地方税法第739条の5に基づく個人住民税の県への徴取引継などによる徴収支援を実施し、県と市町が一体となり徴収強化を図った。 3 今後の対応 今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>105,889,024 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>37,222,529 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>1,878,984 円</td></tr><tr><td>令和7年3月31日現在の収入未済額</td><td>68,397,233 円</td></tr></table>	「個人県民税」の収入未済額	96,151,378 円		(対前年度増減 +5,318,091 円)	「個人事業税」の収入未済額	3,092,902 円		(対前年度増減 +180,402 円)	「自動車税種別割」の収入未済額	2,518,144 円		(対前年度増減 △788,392 円)	令和5年度決算額	105,889,024 円	収入済額	37,222,529 円	不納欠損額	1,878,984 円	令和7年3月31日現在の収入未済額	68,397,233 円
「個人県民税」の収入未済額	96,151,378 円																					
	(対前年度増減 +5,318,091 円)																					
「個人事業税」の収入未済額	3,092,902 円																					
	(対前年度増減 +180,402 円)																					
「自動車税種別割」の収入未済額	2,518,144 円																					
	(対前年度増減 △788,392 円)																					
令和5年度決算額	105,889,024 円																					
収入済額	37,222,529 円																					
不納欠損額	1,878,984 円																					
令和7年3月31日現在の収入未済額	68,397,233 円																					
＜南部総合県民局保健福祉環境部＜美波庁舎＞＞																						

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1, 632, 880 円
令和 4 年度決算額	1, 676, 880 円
増減額	△44, 000 円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	17, 218, 781 円
令和 4 年度決算額	20, 185, 752 円
増減額	△2, 966, 971 円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	8, 350, 740 円
令和 4 年度決算額	8, 733, 660 円
増減額	△382, 920 円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1, 821, 691 円
令和 4 年度決算額	1, 831, 691 円
増減額	△10, 000 円

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施している。

また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発見を図っている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めている。

また、「債権回収強化月間」を 8 月に設定し、組織的に集中的な納付指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組むとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、未収金ケース検討会議を開催し、滞納状況の情報共有とその対応策の検討を組織的にを行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな収入未済の発生防止に努めている。

さらに、口座振替の手続きを勧奨し、コンビニ収納や口座振替の再引き落としなどの利便性に配慮した収納を進めているところである。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

		返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1, 632, 880 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>10, 000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>1, 622, 880 円</td></tr></table> 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>17, 218, 781 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>1, 121, 741 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>661, 876 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>15, 435, 164 円</td></tr></table> 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>8, 350, 740 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>428, 020 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>7, 922, 720 円</td></tr></table> 寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1, 821, 691 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>24, 711 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>1, 796, 980 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1, 632, 880 円	収入済額	10, 000 円	不納欠損額	0 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1, 622, 880 円	令和 5 年度決算額	17, 218, 781 円	収入済額	1, 121, 741 円	不納欠損額	661, 876 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	15, 435, 164 円	令和 5 年度決算額	8, 350, 740 円	収入済額	428, 020 円	不納欠損額	0 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	7, 922, 720 円	令和 5 年度決算額	1, 821, 691 円	収入済額	24, 711 円	不納欠損額	0 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1, 796, 980 円
令和 5 年度決算額	1, 632, 880 円																																	
収入済額	10, 000 円																																	
不納欠損額	0 円																																	
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1, 622, 880 円																																	
令和 5 年度決算額	17, 218, 781 円																																	
収入済額	1, 121, 741 円																																	
不納欠損額	661, 876 円																																	
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	15, 435, 164 円																																	
令和 5 年度決算額	8, 350, 740 円																																	
収入済額	428, 020 円																																	
不納欠損額	0 円																																	
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	7, 922, 720 円																																	
令和 5 年度決算額	1, 821, 691 円																																	
収入済額	24, 711 円																																	
不納欠損額	0 円																																	
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1, 796, 980 円																																	
	＜西部総合県民局地域創生観光部〈美馬庁舎〉〈三好庁舎〉＞ 県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 県税の収入未済額の状況	1 収入未済額の状況 令和 5 年度の「県税」の収入未済額は、39,476,343 円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の 83.6%、自動車税が 5.3%と、この 2 税目で県税収入未済額全体の 88.9%を占める状況であった。																																

		令和 5 年度決算額	39,476,343 円	平成 20 年度末に約 1 億 6,300 万円あった収入未済額は、縮減に向けた取組を進めたことにより、ピーク時の約 24%となった。 〔参考〕 「個人県民税」の収入未済額 33,003,186 円（対前年度増減 △1,181,536 円） 「自動車税種別割及び自動車税」の収入未済額 2,078,545 円（対前年度増減 △923,370 円） 2 講じた措置 滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。 (1) 個人県民税の徴収対策 収入未済額の約 8 割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と管内 2 市 1 町（美馬市、三好市及びつるぎ町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。 また、地方税法第 739 条の 5 に基づき、個人の住民税の一部について徴取引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内 1 市 1 町（三好市及び東みよし町）で実施している。 さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11 月から 12 月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集中して実施した。 (2) 個人県民税以外の税目の徴収対策 自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。 また、7 月から 9 月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理を行っている。 3 今後の対応 今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施す
		令和 4 年度決算額	41,884,402 円	
		増減額	△2,408,059 円	

	ることで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。 また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>39,476,343 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>15,732,469 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>2,058,309 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>21,334,696 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	39,476,343 円	収入済額	15,732,469 円	不納欠損額	2,058,309 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	21,334,696 円										
令和 5 年度決算額	39,476,343 円																		
収入済額	15,732,469 円																		
不納欠損額	2,058,309 円																		
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	21,334,696 円																		
<西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉> 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1,964,960 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>1,967,960 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△3,000 円</td></tr></table> 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>16,502,319 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>14,472,341 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>2,029,978 円</td></tr></table> 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>3,769,422 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>3,972,022 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△202,600 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1,964,960 円	令和 4 年度決算額	1,967,960 円	増減額	△3,000 円	令和 5 年度決算額	16,502,319 円	令和 4 年度決算額	14,472,341 円	増減額	2,029,978 円	令和 5 年度決算額	3,769,422 円	令和 4 年度決算額	3,972,022 円	増減額	△202,600 円	1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況 「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話や家庭訪問による督促を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握するとともに、粘り強く納付指導を実施し、収入未済額の縮減に取り組んでいる。 また、新たな収入未済の発生防止策として、年 1 回の現況届提出時に、不正受給の注意を喚起するリーフレットを受給者へ配付して不正受給防止について注意喚起するとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格の再確認を依頼するなど、町担当課との連携を強化することで、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。 引き続き、これらの取組を推進し、返納金の早期納入及び新たな発生の防止に努める。 2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況 「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に依拠している。 債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場合があり、このような者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に取り組んでいる。 また、平成 26 年の生活保護法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能であることから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収
令和 5 年度決算額	1,964,960 円																		
令和 4 年度決算額	1,967,960 円																		
増減額	△3,000 円																		
令和 5 年度決算額	16,502,319 円																		
令和 4 年度決算額	14,472,341 円																		
増減額	2,029,978 円																		
令和 5 年度決算額	3,769,422 円																		
令和 4 年度決算額	3,972,022 円																		
増減額	△202,600 円																		

		を進めている。 さらに、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配付・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配付の上、仕事や年金収入、世帯の変化など情報提供の依頼を行っている。 今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。 3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状を送付し滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話や訪問による償還指導を行っている。 特に、長期滞納者については、連帯保証人に対する償還指導にも重点を置き実施している。 また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、償還困難事例について「未収金対策会議」を開催して対応を検討するほか、11月を「償還指導の強化期間」として設定するなど、計画的な償還に向けた指導を積極的に行っている。 一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人に「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付から償還までが長期に及ぶ資金については、定期的に住所や連絡先などに関する「状況確認書」の提出を求め、借受人や連帯保証人の状況把握と貸付金償還に向けた啓発を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。 また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ「償還開始通知」を発送して償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。 さらに、収入未済額の縮減策として、口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。 今後とも、滞納者に対する粘り強い償還指導や口座振替の利用勧奨により、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底する。 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
--	--	--

			令和 5 年度決算額	1,964,960 円
			収入済額	5,000 円
			不納欠損額	0 円
			令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1,959,960 円
			返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況	
			令和 5 年度決算額	16,502,319 円
			収入済額	1,028,578 円
			不納欠損額	0 円
			令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	15,473,741 円
			母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況	
			令和 5 年度決算額	3,769,422 円
			収入済額	178,000 円
			不納欠損額	0 円
			令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	3,591,422 円

監査結果の公表年月日		令和7年3月4日
監査の結果		講じた措置
(1) 調定に関する事務で適切でないもの	<板野高等学校> 教育財産有償貸付契約において、貸付料の調定が遅延しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、本校に設置している自動販売機の設置場所に係る貸付料について、四半期ごとに調定し収納すべきところ、調定が遅延し納期限を1か月以上遅らせていたものである。 当該調定漏れを認識後、直ちに教育委員会へ報告して指示を仰ぎ、指示に基づき各自動販売機設置業者に貸付料を請求し、収納した。 なお、監査対象年度内において、ほかに同様の誤りはないことを確認している。 誤りが発生したのは、前担当者の退職後、後任の担当者が赴任するまで2か月のブランクがあり、前任者からの引継ぎの時間が十分取れなかったこともあり、後任者が事務の流れを完全に理解していなかったことが要因であった。 再発防止に向けては、事務の副主任者も主担当者と同じ事務を行うことで、複数の職員が事務に精通するようにし、組織的な対応を行えるようにするとともに、わかりやすい事務引継書の作成に努め、引継ぎ時間を十分確保することで、後任者が遺漏なく事務を処理できるよう対応を徹底した。 今後とも、組織的な確認を徹底し、再発防止に努める。
(2) 現金収入に関する事務で適切でないもの	<脇町高等学校> 歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払込みが遅れているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、卒業証明書の発行手数料として令和6年1月31日に収納した現金について、同日に歳入の調定を行ったものの、指定金融機関の営業時間終了後の収納であったため金庫で保管していたところ、払込みの手続を失念し、令和6年2月19日まで指定金融機関へ払込みを行っていなかったものである。 なお、監査対象年度の現金収納事務について再確認したところ、ほかに同じ内容の誤りはなかった。 指摘を受け、再発防止策として、直接収納した現金の取扱に関するチェックリストを新たに作成し、活用することにより、事務手続の漏れや誤りの防止を図ることとした。 また、事務室長及び担当者が毎日現金整理簿及び金庫内を点検し、現金の保管状況を確認するとともに、現金を保管した際は、払込予定日や内容を事務室内に掲示し、当日払込み予定となっている現金の有無を事務室長や他の職員が容易に確認できるようにすることにより、職員間のチェック体制を整え、相互に注意喚起を行うこととした。 今後とも、組織的な確認を徹底し、再発防止に努める。

(3) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの	＜城東高等学校＞ 特殊勤務手当について、業務区分を誤って支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、特殊業務手当について、部活動における「大会又は試合に参加する場合の指導業務」と「対外運動競技等指導業務」の支給要件を十分に認識せず手当の申請を行ったことにより、支給区分の適用を誤って支出したものである。 今回指摘のあった7件については、令和7年2月に追給及び返納を行った。また、監査対象期間の特殊業務手当について再点検を行ったところ、同様の誤りを9件確認したため、併せて追給及び返納を行うとともに、改めて教職員へ制度の周知を行った。 今後とも、同様の事案の再発防止を図るため、機会を捉えて特殊業務手当の支給要件について教職員へ周知し、手当が正確に入力されるようにするとともに、決裁者及び事務担当者が、入力された内容が正確かどうかの確認をなお一層徹底することにより、適正な事務執行に努める。
	＜徳島科学技術高等学校＞ 特殊勤務手当について、業務区分を誤って支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、特殊業務手当について、教職員が行った業務内容に対する業務区分（手当コード）を誤って総務事務システムへ入力していたものである。教職員がシステムへ入力するとき、決裁者がシステムで決裁を行ったとき、給与担当者が月例報告を処理するときのそれぞれの段階において、業務内容と業務区分との整合性の確認が不十分であったことが原因である。 指摘を受け、監査対象年度1年間分の特殊業務手当について総点検したところ、全日制と定時制を合わせて214件の業務区分等の誤りと、48件の未支給が確認された。これらについては、令和7年3月末までに追給及び返納の処理を完了した。 今後とも、教職員への特殊業務手当制度の周知、総務事務システムへ入力する際の注意事項の一覧表（マニュアル）の充実に取り組むほか、決裁者及び給与担当者の月例報告時の確認、さらには、事務課長による事後確認の徹底により、再発防止に努める。
(4) 支出事務で適切でないもの	＜池田支援学校＞ 年度末において執行残が見込まれる予算から、次年度以降に使用する郵便切手を購入している。今後、適正な予算執行に努める必要がある。	今回の事案は、令和5年度中の使用見込み分を超えて郵便切手を購入していたものである。 翌年度に設備の緊急修繕が必要となった場合に備え、未執行の役務費予算（人的サービスに係る費用として想定）により前倒しで郵便切手を購入していた。 指摘を受け、在庫を適切に管理・使用するとともに、令和7年度以降は後納郵便を活用するように改め、切手等の取扱機会を削減し、郵便利用とそれに係る予算執行を同一の年度とすることを徹底していく。 さらに、令和6年度から、「リスク評価シート」に「年度中の使用見込み分を超えて郵便切手を購入していないか」を追加し、支出事務の適正

		な執行について職員に周知した。 なお、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、再発防止策を徹底し、同様の誤りが起きないように努める。
--	--	--

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月6日

徳島県監査委員	鹿	山	公	弘
同	大	西	康	生
同	福	山	正	啓
同	井	村	保	裕
同	平	山	尚	道

監査結果の公表年月日	令和7年2月14日
監査の結果	講じた措置
＜公益財団法人徳島県建設技術センター＞ 単価契約において、単価等が変更したものについて不適切な事務処理をしているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、照明灯修繕の単価契約について、製品の仕様・単価の変更があった際の理事長決裁において、変更理由の説明を決裁書に明記せず、口頭で行うとともに、変更内容を当初契約書に書き込んだものである。 指摘を受け、変更時の決裁書には、変更の理由や仕様・金額等の変更点を明記し、変更内容が容易に理解できる決裁書とすることとした。 さらに、LED照明のような改良等が頻繁に行われている製品については、契約方法を単価契約によらず、修繕が必要となった時点で速やかに見積書を徴取し、案件ごとの個別契約とする取扱いについて、関係職員に通知した。 今後とも、これらの取組により適正な事務の執行に努める。